

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年7月14日(2011.7.14)

【公開番号】特開2009-290567(P2009-290567A)

【公開日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-049

【出願番号】特願2008-141082(P2008-141082)

【国際特許分類】

H 04 L 29/08 (2006.01)

H 04 N 7/173 (2011.01)

H 04 L 1/16 (2006.01)

H 04 L 1/00 (2006.01)

【F I】

H 04 L 13/00 3 0 7 Z

H 04 N 7/173 6 1 0 Z

H 04 L 1/16

H 04 L 1/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月26日(2011.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

受信装置に対してデータを送信する送信装置であって、

前記受信装置が受信に失敗した第1のデータの識別情報を受信する受信手段と、

前記識別情報に対応する前記第1のデータを再送するか否かを、前記受信装置が、前記第1のデータに表示領域が対応する第2のデータを用いて前記第1のデータの表示領域の表示をする機能を有するか否かに基づいて決定する決定手段を有することを特徴とする送信装置。

【請求項2】

前記決定手段は、前記受信装置が受信に失敗した前記第1のデータの表示領域を、前記第2のデータを用いて再生する機能を有すると判定された場合において、前記第1のデータの重要度が第1の重要度であった場合、前記第1のデータを再送しないと決定し、前記第1の重要度よりも高い第2の重要度であった場合、前記第1のデータを再送すると決定することを特徴とする請求項1に記載の送信装置。

【請求項3】

前記決定手段は、前記受信装置が受信に失敗した前記第1のデータの表示領域の表示を、前記第2のデータを用いて行う機能を有すると判定された場合において、前記第1のデータの表示画面内における動き量が第1の動き量であった場合、前記第1のデータを再送しないと決定し、前記第1の動き量よりも大きい第2の動き量であった場合、前記第1のデータを再送すると決定することを特徴とする請求項1に記載の送信装置。

【請求項4】

前記決定手段は、前記受信装置が受信に失敗した前記第1のデータの表示領域の表示を、前記第2のデータを用いて行う機能を有すると判定された場合において、前記第1のデータの表示画面内における動き方向と、前記表示画面内におけるほかの領域の動き方向と

の差が第1の差であった場合、前記第1のデータを再送しないと決定し、前記第1の差よりも大きい第2の差であった場合、前記第1のデータを再送すると決定することを特徴とする請求項1に記載の送信装置。

【請求項5】

前記決定手段は、前記受信装置が受信に失敗した前記第1のデータの表示領域の表示を、前記第2のデータを用いて行う機能を有すると判定された場合において、前記第1のデータを参照して符号化されている動画像データに対応する領域の面積が第1の面積であった場合、前記第1のデータを再送しないと決定し、前記第1の面積よりも大きい第2の面積であった場合、前記第1のデータを再送すると決定することを特徴とする請求項1に記載の送信装置。

【請求項6】

前記決定手段は、前記受信装置が受信に失敗した前記第1のデータの表示領域の表示を、前記第2のデータを用いて行う機能を有すると判定された場合において、通信に失敗したデータの量が第1のデータ量であった場合、前記第1のデータを再送しないと決定し、前記第1のデータ量よりも多い第2のデータ量であった場合、前記第1のデータを再送すると決定することを特徴とする請求項1に記載の送信装置。

【請求項7】

前記決定手段は、前記受信装置が受信に失敗した前記第1のデータの表示領域の表示を、前記第2のデータを用いて行う機能を有すると判定された場合において、前記受信装置のCPUの使用率が第1の使用率の場合、前記第1のデータを再送しないと決定し、前記第1の使用率よりも高い第2の使用率の場合、前記第1のデータを再送すると決定することを特徴とする請求項1に記載の送信装置。

【請求項8】

受信装置に対してデータを送信する送信装置が行う送信方法であって、
前記受信装置が受信に失敗した第1のデータの識別情報を受信する受信工程と、
前記識別情報に対応する前記第1のデータを再送するか否かを、前記受信装置が、前記第1のデータに表示領域が対応する第2のデータを用いて前記第1のデータの表示領域の表示をする機能を有するか否かに基づいて決定する決定工程とを有することを特徴とする送信方法。

【請求項9】

受信装置に対してデータを送信するコンピュータに、
前記受信装置が受信に失敗した第1のデータの識別情報を受信する受信手順と、
前記識別情報に対応する前記第1のデータを再送するか否かを、前記受信装置が、前記第1のデータに表示領域が対応する第2のデータを用いて前記第1のデータの表示領域の表示をする機能を有するか否かに基づいて決定する決定手順とを実行させることを特徴とするプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】送信装置、送信方法及びプログラム

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の送信装置は、受信装置に対してデータを送信する送信装置であって、前記受信装置が受信に失敗した第1のデータの識別情報を受信する受信手段と、前記識別情報に対

応する前記第1のデータを再送するか否かを、前記受信装置が、前記第1のデータに表示領域が対応する第2のデータを用いて前記第1のデータの表示領域の表示をする機能を有するか否かに基づいて決定する決定手段を有することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明によれば、通信サービスの品質維持のための制御負荷を分散させるとともに、データの再送による通信帯域の悪化を回避することが可能となる。